

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計 法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所 管、都 道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	
複写機用再生紙単価 契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 永田 充生 大阪府大阪市中央区 大手前四丁目1番76 号	令和8年04月01日	株式会社大塚商会 大阪府大阪市福島区福 島6―14―1	1010001012983	会計法第29条の3第5項 予算決 算及び会計令第99条の2 当該随意契約は不落随意契約。令 和7年2月18日に入札公告、同年 3月13日に開札を実施したが、予 定価格を下回る有効な入札者がお らず、再度入札を実施しても不落と なったため、随意契約に移行するも の。	¥4,437,070	¥4,203,738	94.7%	0				単価契約
近畿厚生局第二庁舎 事務室賃貸借契約 (7階・8階部分)	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 永田 充生 大阪府大阪市中央区 大手前四丁目1番76 号	令和8年04月01日	株式会社リヒトラブ 大阪府大阪市中央区農 人橋一丁目1番22号	1120001077594	会計法第29条の3第4項 予算決 算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用 することが必要であることから、契 約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約する ものである。	¥56,757,096	¥56,757,096	100.0%	0				
近畿厚生局京都事務 所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 永田 充生 大阪府大阪市中央区 大手前四丁目1番76 号	令和8年04月01日	東京キャピタルマネジメ ント株式会社 東京都港区西新橋一丁 目14番2号	□ 2010401098911	会計法第29条の3第4項 予算決 算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用 することが必要であることから、契 約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約する ものである。	¥21,531,504	¥21,531,504	100.0%	0				
近畿厚生局奈良事務 所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 永田 充生 大阪府大阪市中央区 大手前四丁目1番76 号	令和8年04月01日	日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区今 橋三丁目5番12号	3120005007273	会計法第29条の3第4項 予算決 算及び会計令第102条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用 することが必要であることから、契 約の性質が競争を許すものではなく、当該契約相手方と随意契約する ものである。	¥8,622,900	¥8,622,900	100.0%	0				

GCMS・分取精製システム 年間保守	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 永田 充生 大阪府大阪市中央区 大手前四丁目1番76号	令和8年04月01日	島津サイエンス株式会社 大阪市北区豊崎5-4-9 商業第二ビル3F	7010501032617	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定による随意契約 当該鑑定機器は独自調達したものであり、唯一の代理店である島津サイエンス(株)のみが当該機器の保守を行っていることから、契約の性質若しくは目的が競争を許さないため、当該相手方と契約する。	¥3,236,145	¥3,236,145	100.0%	0				
可搬型ラマン分光計の調達一式	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 永田 充生 大阪府大阪市中央区 大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館3階	令和8年09月01日	帝国繊維株式会社	7010001034840	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定による随意契約 他社製品では同等の識別能力及び運用実績を確保することが困難であるため、当該メーカーの製品を取り扱う同社と随意契約とする。	¥5,610,000	¥5,610,000	100.0%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。